

議会議案第7号

鎌倉市議会基本条例の制定について

鎌倉市議会基本条例を次のように定める。

平成26年12月3日提出

提出者 鎌倉市議会議会基本条例の制定に
関する調査特別委員長

高橋浩司

(提案理由)

議会について必要な基本事項を定めるため、鎌倉市議会会議規則第15条第2項の規定により提出するものである。

鎌倉市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員（第3条―第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条）

第4章 市長等と議会との関係（第7条・第8条）

第5章 議会の機能強化（第9条―第16条）

第6章 政治倫理（第17条）

第7章 議員定数及び議員報酬（第18条・第19条）

第8章 条例の検証及び見直し（第20条）

付則

鎌倉は、海と山の美しい自然環境と、ゆたかな歴史的遺産に恵まれた古都である。また、全国に先駆けて昭和33年に平和都市であることを宣言し、昭和48年には議会基本条例の底流をなす鎌倉市民憲章を制定した。

今日まで市民・議会・行政の連帯と友愛を深め、理想のまちに向かって市政を運営してきたが、地方分権時代における市民自治の確立のために、議会の権能と責務を再確認する必要がある。

もとより議会は、日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、公選により選ばれた市民の代表者である議員による議会制民主主義を具現する場であり意思決定機関であるとともに、行政に対して監視と牽制の権能を有する。

議会は、そうした権能を遺憾なく発揮し、多種多様かつ増大する市民からの要望に対し、限られた財源の中での的確に対応することが求められている。

目まぐるしく変化する社会情勢の中でいかに市民福祉の向上を図るかの命題に対し、議員一人ひとりが信頼に足る高い倫理意識をもち、積極的な政策立案及び政策提言を行える政策形成能力を高めていかなければならない。

そのためには、自由闊達で透明性の高い議論を進めてより開かれた議会運営を目指し、議員自身が不断の自己研鑽に取り組んでいく必要がある。

将来にわたり、鎌倉市議会が市政発展の礎となることを誓い、ここに議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）と議会との関係等、議会について必要な基本事項を定

め、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と市民参画を基本とした公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は議会における最高規範であって、議会は、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第2章 議会及び議員

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 議案提出権及び市長提出議案に対する修正権を有することを踏まえて、議決を行う責任を深く認識すること。
- (3) 市政について市民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。
- (4) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、請願及び陳情など、市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、政策立案及び政策提言並びに審議を通じて、その役割を果たすこと。
- (2) 議会の構成員として、行政への監視と牽制^{けんせい}の機能を強化する観点から調査研究を行い、行政を監視すること。
- (3) 条例の制定又は改廃など、議案提出権を積極的に行使すること。
- (4) それぞれの地域又は団体などの多様な民意を反映させる代弁者であると同時に、議会の構成員として、市民全体の奉仕者及び代表者であることを自覚し、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (5) 議会が合議制の機関であることを認識し、会議において、議員同士が積極的に議論し結論を出す環境作りをすること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成する。
- 3 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて調整を行って合意形成に努めるなど、円滑な議会運営を図るものとする。

第3章 市民と議会との関係

第6条 議会は市民に対し、保有する情報を積極的に発信することにより、情報共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

- 2 議会は、本会議に加え、委員会を原則公開するものとする。
- 3 議会は、議決について、市民に対する説明責任が果たせるように、各議員が十分な議

論をし、根拠を持って判断するように努めるものとする。

- 4 議会は、議会情報の公開、市民意見の聴取及び収集のために、次に掲げる事項に留意し、議会報告及び意見聴取を行うものとする。
 - (1) 実施における目的を明確にした上で、どのように市民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。
 - (2) 市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。
- 5 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 115 条の 2 に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

第 4 章 市長等と議会との関係

第 7 条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、市長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。

- 2 一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。
- 3 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に文書による質問をしてその答弁を求めることができる。
- 4 前項の質問は、簡明な主意書を議長に提出し、これを議長が市長等へ送付することにより行うものとする。
- 5 市長等は、前項の規定による質問主意書の送付を受けたときは、速やかに答弁書を作成し、議長に送付しなければならない。
- 6 議長は、答弁書の送付を受けたときは、速やかに答弁書及び質問主意書の写しを全議員に配付するとともに、公表するものとする。
- 7 審議において、市長等及びその補助職員は、議員の質問又は質疑に対して、議論の質を高めるため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

（議決事件の追加）

第 8 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づいて議会の議決を必要とするものについては、別に条例で定める。

第 5 章 議会の機能強化

（自由討議）

第 9 条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設けるものとする。

- 2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事の整理に努めるものとする。

（政務活動費の活用等）

第 10 条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究等を行うものとする。

- 2 会派又は議員は、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年 2 月条例第 38 号）に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して用途の説明責任を負うものとする。

(議会事務局)

第 11 条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。

(議会図書室)

第 12 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室の機能を充実させ、一般の利用も含め、活用を図るものとする。

(議員研修)

第 13 条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民等との研修会の開催に努めるものとする。

3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。

(議会広報)

第 14 条 議会は、議会活動に係る情報の公開並びに市民意見の聴取及び収集のため、議員で構成する議会広報委員会を設置するものとする。

(予算の確保)

第 15 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を高めるために必要な予算の確保に努めるものとする。

(専門的識見の活用)

第 16 条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制^{けんせい}の機能の強化のため、学識経験者等の識見を効率的に活用するよう努めるものとする。

第 6 章 政治倫理

第 17 条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、別に定める政治倫理基準を遵守し、行動しなければならないものとする。

第 7 章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第 18 条 議員定数は、鎌倉市議会議員定数条例(平成 14 年 10 月条例第 13 号)で定める。

2 議員定数の改定に当たっては、市政の現状や課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬は、鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 32 年 4 月条例第 4 号)で定める。

2 議員提案による議員報酬の改定に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

第 8 章 条例の検証及び見直し

第 20 条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(鎌倉市議会委員会条例の一部改正)

- 2 鎌倉市議会委員会条例（昭和 27 年 9 月条例第 27 号）の一部を次のように改正する。
第 19 条を次のように改める。

(委員会の公開)

第 19 条 委員会の会議は、公開する。ただし、議決により秘密会とすることができる。

(鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

- 3 鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和 24 年 8 月条例第 55 号）は、廃止する。